

議案第九十三号

国民年金印紙購入基金条例の一部改正について

次のとおり国民年金印紙購入基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

写

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

国民年金印紙購入基金条例の一部を改正する条例

国民年金印紙購入基金条例（昭和四十年三朝町条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「購入並ひに売りさばき」を「購入及び売りさばき」に、「行う」を「行なう」に改める。

第二条中「五〇〇万円」を「百万円」に改める。

第五条中「一般会計に繰入れする」を「一般会計予算に計上する」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。